多文化都市八戸推進事業の見直しについて

1 見直しの趣旨

八戸市では、「多文化都市八戸」の推進を図るため、当懇談会からの提案を受け、平成 20 年度から「多文化都市八戸推進事業補助金」、「多文化都市八戸推進ワークショップ開催支援事業」を実施しておりますが、申請・採択件数が伸び悩んでいるほか、制度がわかりづらい等の意見も寄せられております。

反面、市が主導するアートプロジェクト(南郷アートプロジェクト、工場アートなど)の 実施や八戸ポータルミュージアムの事業等を通して、市民が文化芸術、アートに親しみ、自 ら企画・実施する意欲のある市民が増加しているところでもあります。

このことから、多様化する市民の文化活動に対応し、支援することにより、より効果的に「多文化都市八戸」を推進するため、<u>当該制度をはじめとする市民の文化芸術活動に対する市の各種支援制度のあり方を検討しているところであり、当懇談会の委員の皆様からも御意</u>見を伺いたいと考えております。

2 実施状況(実施件数)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
補助金	2	3	2	2	3	5	2	3
ワークショッフ゜	1	1	0	3	1	1	0	1

※平成26年度から補助金の予算額を30万円から50万円に増額

※開催実績は別紙参照

3 検討事項

- (1) 制度の目的(文化活動の支援の意義)
 - ①先駆的・実験的な内容で創造性にあふれた文化芸術活動を支援することによるまちの 魅力創造
 - ②市民の企画・運営能力の向上
 - ③初動期支援・文化活動を担う市民の底辺拡大(市民の自主的・主体的な活動の後押し)
- (2)制度の内容
- ※申請者からの主な意見
- ・制度がわかりづらい(先駆的、創造的の解釈、「多文化」の名称)
- ・制度が使いづらい

(施設の予約、募集時期、採択方法、申請書類の項目が複雑、補助率があるため持ち出しが ある等)

4 現在の事業概要

(1) 多文化都市八戸推進事業補助金

目 的	多様で特色ある市民の自主的な文化活動によるまちの魅力創造を図る			
補助対象者	市内に住所を有する個人又は市内に本拠を有する団体			
補助対象	・先駆的・実験的な内容で創造性にあふれた文化芸術活動のうち、原則			
事業	として当市で初めて実施されるもの			
	・交付決定から当該年度末までに実施されるもの			
審査基準	先駆性、実験性、独創性、実現性、発展性、計画性、公益性			

補助対象	・外部アーティスト等の出演料、企画料、消耗品購入費等の事務費、著
	・クトネルノー/イグト寺の山側科、企画科、旧杙中購八貫寺の事伤質、者
経費	作権使用料
	・会場使用料(市公民館、南郷文化ホール、八戸ポータルミュージアム、
	市美術館のいずれか1つを使用する場合は、本番及びリハーサルの計2
	日分について全額減免)
補助金の額	対象経費の1/2又は100,000円のいずれか低い額以内の額
応募方法	年に1度の募集期限(平成28年度は5月31日)までに必要書類を提出
交付決定	多文化都市八戸推進懇談会 (平成 28 年度は6月 30 日に実施) の審査結
	果をもとに対象事業を決定
実績報告	事業完了日から起算して30日を経過した日又は当該年度末までに実績
	報告書を提出
補助金の	確定払い(補助事業者から申請があり、必要があると認められる場合は
交付	概算払い
周知方法	広報はちのへ、市ホームページ、市内施設へのチラシ配布

(2) 多文化都市八戸推進ワークショップ開催支援制度

目的	市民が行う当市の多文化推進につながるワークショップの開催を支援
	する
事業対象者	市内に住所を有する個人又は市内に本拠を有する団体
対象となる	・将来の先駆的・創造的な文化芸術活動に結びつくワークショップ
ワークショッフ゜※	・文化活動を担う人材育成や底辺拡大に結びつくワークショップ
支援内容	・対象施設(市公民館、南郷文化ホール、八戸ポータルミュージアム、
	市美術館)の施設使用料の全額免除
	・ワークショップ開催のPR
支援件数	年間5事業程度
申請方法	開催日の20日前までに必要書類を提出
支援の決定	市で審査・決定(先着順)
周知方法	広報はちのへ、市ホームページ、市内施設へのチラシ配布

※参加者が主体的に芸術を体験し、又は意見を出し合いながら共同で創作する勉強会など、双方向的な体験型の講座

5 他の支援制度

- (1) 文化関係補助金
 - ①演奏会補助金(八戸市公会堂で実施する演奏会に係る会場利用料の一部を補助
 - ②文化団体等出演補助金(全国大会に出演する団体等の交通費、宿泊費の一部を補助)
- (2) 他部署で実施する市民活動の支援制度
 - ①「元気な八戸づくり」市民奨励金制度

(市民活動や地域コミュニティ活動など自主的な公益性のあるまちづくり活動を支援) 初動期支援コース:10万円以内、まちづくり支援コース:50万円以内

(3) 名義後援

※名義後援を承認した事業はチラシ等の配布に協力